

調達要求番号：8PVH1A30061

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
厨房器材据付役務	松本駐業-Z330005	
	防 衛 大 臣 承 認	
	作 成	平成31年2月8日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	松本駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊松本駐屯地において実施する需品器材等の据付役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 公共建築統一基準（国土交通省大臣官房庁営繕部監修，公共建築協会編集）

公共建築工事標準仕様書（建築工事編），（電気設備工事編），（機械設備工事編）

1.4 役務の種類

役務の種類は調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1によるものとする。

表1—種類

区 分	内 容
事前点検等	設置作業前，据付物品類の外観目視点検（軽微な機能点検含む。）
設置作業	据付物品類の設置（調整を含む。）
機能点検	設置作業終了後，据付物品類の機能点検（機能試験を含む。）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

役務は、1.4の区分に応じて、必ず有資格者を含む人員で実施するものとする。

据付場所の特性上必要な処置を講ずるなど、衛生面において特に配慮する。また、据付物品類の機能及び性能不良，並びに外観に有害な異常（きず，割れ，まくれ，塗装剥離等）があってはならない。

2.2 据付場所

据付場所は，調達要領指定書によって指定する。

2.3 役務内容

2.3.1 据付物品及び使用器材等

据付物品については表2によるものとし、また使用器材等についても契約の相手方が用意するものとする。

表2－据付物品

品名	規格	数量
蒸気煮炊釜 220L	服部工業（株）型式：RHST-32U	1台

2.3.2 据付要領

据付に必要な諸材料及び技術的な諸調整については、契約の相手方の責任において実施するものとする。

2.3.3 外観

据付後の外観は、使用上有害な傷、割れその他欠陥が無く、各部の仕上がりは良好なものとする。

3 品質保証

3.1 機能点検

機能点検は、GLT-CG-Z000001の3.1によるものとし、官側立会いのもとに実施するものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 保全

保全は、次による。

- a) 駐屯地への立ち入りに際しては、当駐屯地所定の立入り手続きを行うものとする。
- b) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱いなど）は、当駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。
なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行うものとする。
- c) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

5.2 安全管理

契約の相手方は作業実施に当たり、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起するものとする。また、作業の各工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

5.3 その他

その他は、次による。

- a) 役務履行で発生した梱包材、産業廃棄物等は契約の相手方が処分するものとする。
- b) 本据付に際し、駐屯地内の施設等に損害を与えないように十分注意して施工するものとし、万一損害を与えた場合は、速やかに監督官及び駐屯地管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- c) 本据付終了時には、整理・清掃を確実に行うとともに、仮設物等の撤去を役務期間内に完了しなければならない。
- d) 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、駐屯地管理者との調整によって所要の手続をとるものとする。

5.4 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部について疑義を生じた場合は、監督官の指示を受けるものとする。